

停止・減額にも地域差

障害基礎年金

13年度 更新時 最大11倍

国の障害基礎年金を受け取っている人のうち、更新時に「障害が軽くなった」などとして支給を打ち切られたり、減額されたりした人の割合に都道府県間で最大11倍の開きがあったことが2日までに、日本年金機構の2013年度分データを集計で分かった。

(3面に関連記事)

支給停止・減額となったのは全国で7787人。岡山では更新対象者の12・1%に上る一方、最低の島根では1・1%だった。愛媛は2・4%だった。障害が軽くなった人が特定の地域に偏っているとは考えにくく、審査する医師の主観による判定のばらつきで、支給を続けられたはずの人も厚生労働省は先月30日、

障害年金の更新 障害の状態が変わっていないか調べるため、日本年金機構の認定医が受給者ごとに1～5年の幅で期間を設定。受給者は更新の時期が来たら、主治医の診断書を提出

し、認定医が等級(1～3級)を判定し直す。障害基礎年金は最も軽い3級では支給されないため、「2級に該当しない」と判定されると支給停止。1級から2級に下がると、支給額が月

約8万1千円から約6万5千円に減額される。2013年度は約15万9千人が更新を迎え、9割以上の人は「変更なし」だった。年金機構は12年度以前のデータは明らかにしていない。

地域差が特に大きい精神・知的・発達障害を対象に、客観的な指標を盛り込んだ新たなガイドラインをまとめた。年内にも年金機構内で通知を出し、年明けに実施する考え。

障害年金では、身体障害などで状態が変動しない場合を除き、1～5年ごとに更新手続きが必要。多くの人が受け取る障害基礎年金は、年金機構の都道府県事務センターが地元の医師(認定医)に審査を委託している。

「障害が重くなった」として年金額が増えた人は全国で4310人。岡山は増額になる人の割合も2位と高かった。

不支給と停止・減額で都道府県ごとの傾向は必ずしも一致しないが、兵庫はいずれも割合が高く、宮城、長野は低いなど一致する地域もあった。

認定医たちが1人で審査しており、個人の裁量が入りやすいほか、認定医が交代して判定が変わったとい

うことも考えられる。岡山に続き停止・減額の割合が高かったのは、兵庫(10・2%)、神奈川(9・6%)など。低かったのは島根のほか、長野(1・5%)、宮城(1・6%)など。全国平均は4・9%だった。

人数	割合
173	2.2
77	3.2
57	4.1
56	1.6
47	3.2
63	4.4
101	3.1
199	7.5
71	2.8
110	4.9
452	4.4
779	7.7
914	7.1
613	9.6
124	5.6
20	1.8
63	2.8
25	2.9
60	4.4
52	1.5
77	3.7
196	4.8
173	3.0
36	2.7
61	4.4
83	1.8
520	8.4
780	10.2
120	4.2
48	2.3
33	3.4
14	1.1
242	12.1
195	5.1
104	6.6
62	9.4
67	5.6
51	2.4
47	2.0
223	3.1
59	4.7
86	2.6
64	2.1
74	3.0
54	3.2
72	2.9
190	5.4
全 国	7787 4.9

障害基礎年金の支給停止・減額の状況(2013年度)

※日本年金機構による。割合は更新対象者のうち、支給停止・減額となった人の割合(%)